

四国中央市振動規制の概要

1. 工場・事業場に対する振動の規制

「振動規制地域」内で「特定施設」を設置する工場又は事業場（「特定工場」という）は、特定施設の「届出」をし、適用される「規制基準」を遵守しなければなりません。

(1) 振動の規制地域（右図、裏面参照）

(2) 特定工場等において発生する振動の規制基準

単位：デシベル

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
	60以下	55以下
第2種区域	65以下	60以下

第1種区域・・・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 第2種区域・・・住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

(3) 振動規制法に定める特定施設

(法第2条、施行令第1条、別表第1)

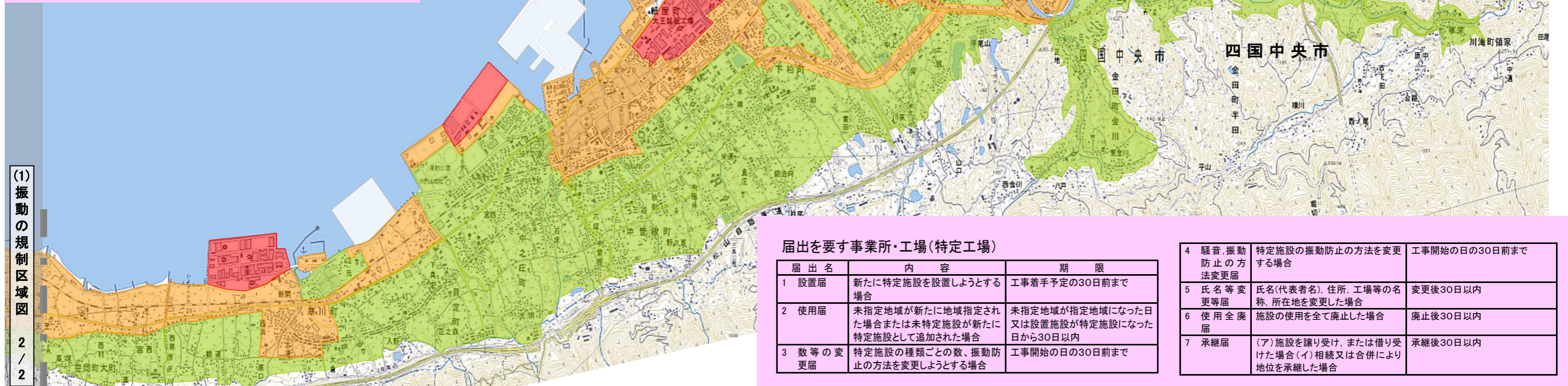
一	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が1kw以上のものに限り。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマーマシン（原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限り。）
二	圧縮機 （原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限り。）
三	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限り。）
四	織機 （原動機を用いるものに限り。）
五	コンクリートブロックマシン （原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限り。）並びに コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 （原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限り。）
六	木材加工機械 イ ドラムパーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限り。）
七	印刷機 （原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限り。）
八	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限り。）
九	合成樹脂用射出成形機
十	鋳造型機 （ジョルト式のものに限り。）

(4) 道路交通振動の要請限度

単位：デシベル

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
	65	60
第2種区域	70	65

(1) 振動の規制区域図 1/2



凡 例		
区域の区分		
規制区域	工場・事業場 道路交通振動	特定建設作業
緑色	第1種区域	第1号区域
オレンジ色	第2種区域	第2号区域

※ 但し、第2号区域のうち学校・病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域は、第1号区域とする。

届出を要す事業所・工場（特定工場）

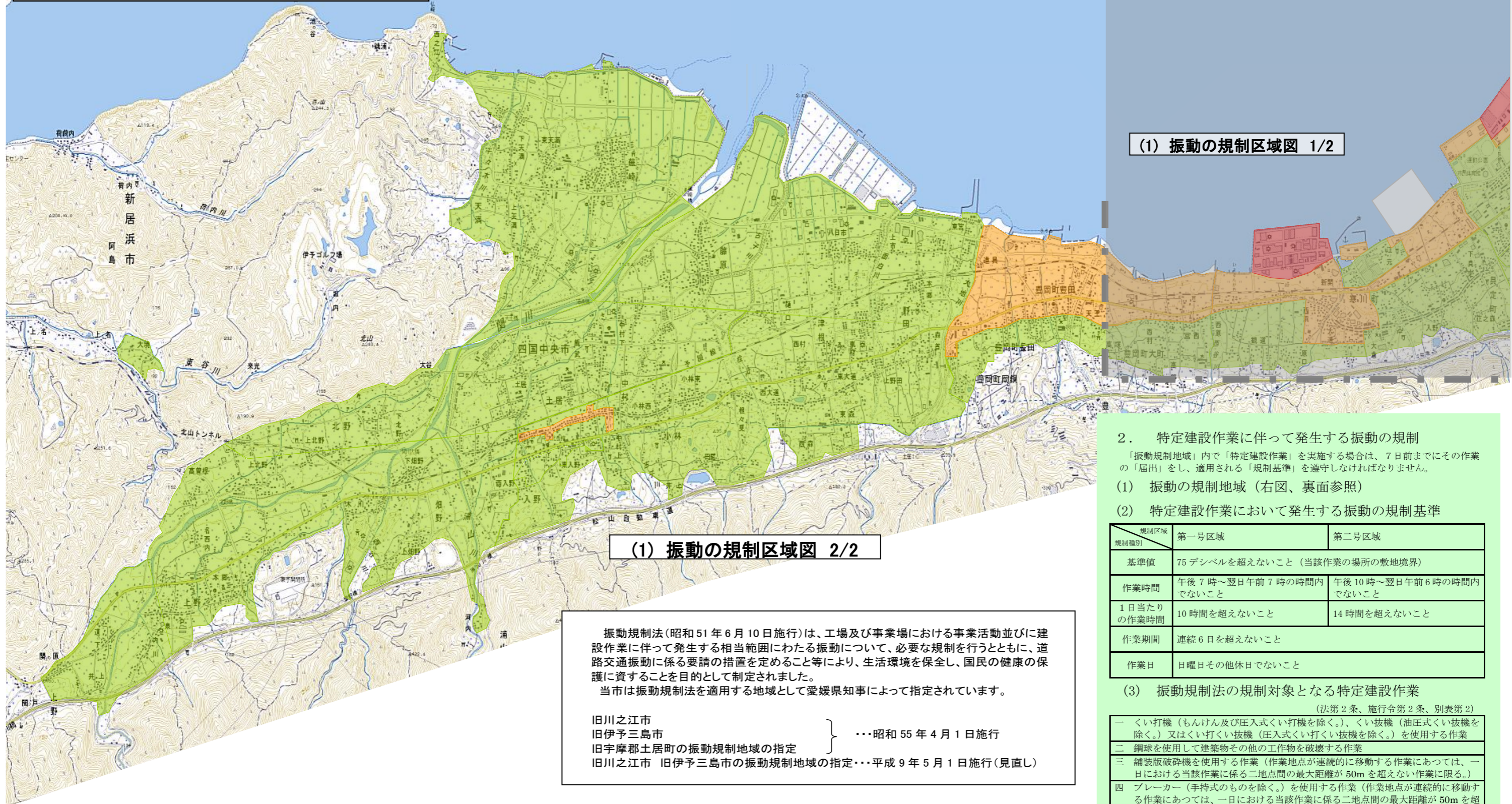
届出名	内 容	期 限
1 設置届	新たに特定施設を設置しようとする場合	工事着手予定の30日前まで
2 使用届	未指定地域が新たに地域指定された場合または未特定施設が新たに特定施設として追加された場合	未指定地域が指定地域になった日又は設置施設が特定施設になった日から30日以内
3 数等の変更届	特定施設の種類の数、振動防止の方法を変更しようとする場合	工事開始の日の30日前まで

4 騒音、振動防止の方法変更届	特定施設の振動防止の方法を変更する場合	工事開始の日の30日前まで
5 氏名等変更届	氏名(代表者名)、住所、工場等の名称、所在地を変更した場合	変更後30日以内
6 使用全廃届	施設の使用を全て廃止した場合	廃止後30日以内
7 承継届	(ア)施設を譲り受け、または借り受けた場合(イ)相続又は合併により地位を承継した場合	承継後30日以内

《問い合わせ先》
 四国中央市 生活環境課 環境保全係
 〒799-0497
 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号
 電話番号：(0896)28-6145
 E-mail：ho-zen38213@city.shikokuchuo.ehime.jp

凡 例		
区域の区分		
規制区域	工場・事業場 道路交通振動	特定建設作業
	第1種区域	第1号区域
	第2種区域	第2号区域

※ 但し、第2号区域のうち学校・病院等の敷地周囲おおむね80mの区域は、第1号区域とする。



(1) 振動の規制区域図 1/2

(1) 振動の規制区域図 2/2

振動規制法(昭和51年6月10日施行)は、工場及び事業場における事業活動並びに建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる振動について、必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定されました。
 当市は振動規制法を適用する地域として愛媛県知事によって指定されています。

旧川之江市
 旧伊予三島市
 旧宇摩郡土居町の振動規制地域の指定 } ……昭和55年4月1日施行
 旧川之江市 旧伊予三島市の振動規制地域の指定……平成9年5月1日施行(見直し)

2. 特定建設作業に伴って発生する振動の規制
 「振動規制地域」内で「特定建設作業」を実施する場合は、7日前までにその作業の「届出」をし、適用される「規制基準」を遵守しなければなりません。
- (1) 振動の規制地域 (右図、裏面参照)
 (2) 特定建設作業において発生する振動の規制基準

規制区域	第一号区域	第二号区域
基準値	75 デシベルを超えないこと (当該作業の場所の敷地境界)	
作業時間	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他休日でないこと	

- (3) 振動規制法の規制対象となる特定建設作業
 (法第2条、施行令第2条、別表第2)
- 一 くい打機 (もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機 (油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業
 - 二 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
 - 三 舗装版破砕機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
 - 四 ブレーカー (手持式のものを除く。) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)